

地方交付税の改革に対する意見書

現在、経済財政諮問会議などの中で、地方交付税の大幅な削減が提案されるなど、地方交付税の改革が議論されている。

和歌山県及び本県の市町村の行財政運営は、地方交付税に大きく依存しており、しかも、一般財源の大部分が社会保障などの義務的経費に充当され、裁量の及ぶ経費に充てる財源が極めて乏しい。よって、地方交付税が一方的に削減された場合は、地方分権の時代にあって、自ら主体的に地域活性化策を展開するための財源が全くなくなる上に、社会保障を含む住民への行政サービスに重大な支障が生じることが懸念される。

さらに、地方交付税の一部を人口と面積を基本に算定・配分しようとする議論があるが、この場合、地方の経営努力とは無関係に財源が激減するおそれがあり、財政力が弱い団体にとっては大打撃となる。地方交付税算定の簡素化は必要であるが、むしろ格差是正という観点を重視した配分の見直しが必要である。

地方交付税の見直しに当たっては、国が地方に事務・事業を義務づけている現状から、その財源保障と財源調整の機能を一体的に行う仕組みを堅持し、所要額を確保するとともに、地域の実情を十分踏まえた改革を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月13日

和歌山県議会議長 吉井和視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

金融経済財政政策担当大臣